

○総務省令第六十八号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十二日

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第六の二号注5(4)中「ㄆㄇㄏ」を「ㄆㄇㄏ」に改め、オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同(4)にアとして次のように加える。

ア 超高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一部の時間帯に複数の超高精細度テレビジ

ジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体（複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

別表第七の二号注②(6)中「及びイ」を「からウまで」に改め、^(注8)⑨^(注9)とし、^(注7)の次に次のように加える。

(注8) 超高精細度テレビジョン放送を行う基幹放送事業者の場合であつて、超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送する超高精細度テレビジョン放送と当該超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送のいずれも行うときは、個々の放送番組の欄内にその別が分かる記号等を記載すること。

別表第八号第1中注6を注7とし、注5の次に次のように加える。

注6 協会の場合は、適宜の様式により記載すること。

別表第八号第2中注4を注5とし、注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

注3 協会の場合は、記載を施さない。

別表第八号第3に次のように加える。

注5 協会の場合は、記載を施さない。

(基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一

部改正)

第二条 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令
(平成二十七年総務省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十七号を第三十八号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十号中「(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)」を削り、同号を同条第三十一号とし、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 超高精細度テレビジョン放送 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第

二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。

第八条第六号中「超えない」を「超える場合にあつては、次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

ロ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

第九条第三号中「衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、次のいずれにも」を「次のいずれにも」に改め、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超える場合にあつては、次のい

れにも該当すること。

(1) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

(2) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

第十四条（見出しを含む。）中「第九条第三号ロ」を「第九条第三号ハ」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。